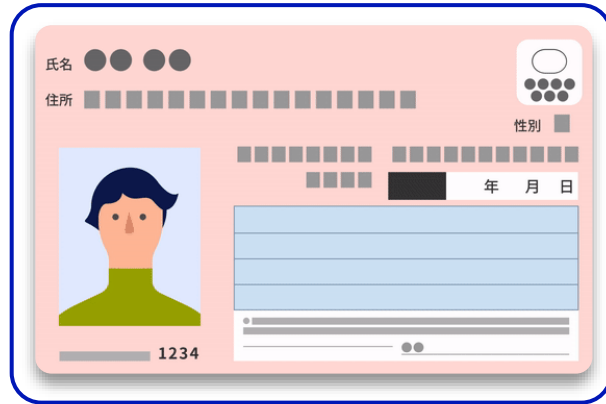


デジタル認証アプリのご紹介

令和8年3月9日

マイナンバーカードとは

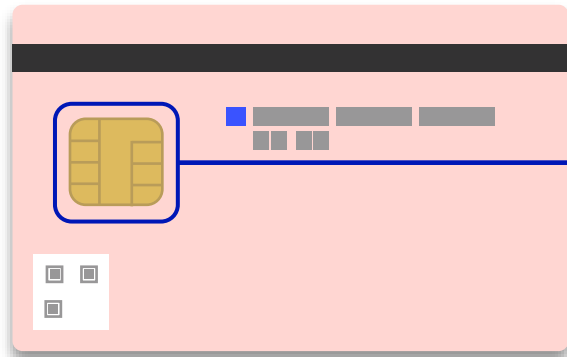


1. マイナンバー（12桁の番号）

法令または条例で定められた手続におけるマイナンバーの確認に利用します。

2. 対面での本人確認

カードのおもて面は顔写真付きの本人確認書類として利用できます。



3. デジタルでの本人確認

ICチップを利用してオンライン上で安全かつ確実に本人であることを証明します。

本人確認のためには、マイナンバーは必要ありません。

マイナンバーカードの申請件数と保有枚数

マイナンバーカード

保有枚数

100,646,892

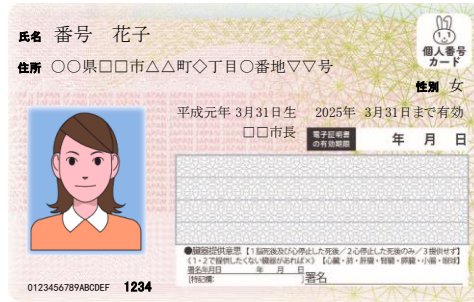
人口に対する保有枚数率



2026年1月30日現在

マイナンバーカードのアプリの概要

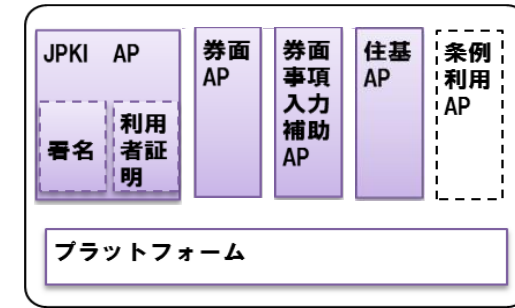
マイナンバーカードの表面



マイナンバーカードの裏面



マイナンバーカードのAP構成



AP	用途・機能	アクセスコントロール
JPKI-AP (公的個人 認証AP)	・署名用電子証明書は電子申請に利用	暗証番号(6～16桁の英数字)
	・利用者証明用電子証明書はマイナポータル等のログインなどに利用	暗証番号(4桁の数字)
券面AP	<ul style="list-style-type: none"> ・対面における券面記載情報の改ざん検知 ・対面における本人確認の証跡として画像情報の利用 <p>※記録する情報は、 表面情報: 4情報+顔写真の画像 裏面情報: マイナンバーの画像</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○マイナンバーを利用できる者 マイナンバー12桁により表と裏の券面情報を確認 ○マイナンバーを利用できない者 生年月日6桁+有効期限西暦部分4桁+セキュリティコード4桁により表の券面情報のみ確認
券面事項 入力補助AP	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーや4情報を確認(対面・非対面)し、テキストデータとして利用することが可能 <p>※記録・利用する情報は、 ①マイナンバー及び4情報 並びにその電子署名データ ②マイナンバー 及びその電子署名データ ③4情報 及びその電子署名データ</p> <p>注) マイナンバーについては、番号法に基づく事務でのみ利用可能。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①については、暗証番号(4桁の数字) ②については、マイナンバー12桁 ※これにより、券面目視によりマイナンバーを手入力 するようなケースで正誤チェックが可能となる。 ③については、生年月日6桁+有効期限西暦部分4桁+ セキュリティコード4桁
住基AP	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票コードを記録 ・住基ネットの事務のために住民票コードをテキストデータとして利用可能 	暗証番号(4桁の数字)

※「暗証番号(4桁の数字)」については、統一の設定も可能。ただし、生年月日やセキュリティコード等と同一は不適當。

デジタル認証アプリの概要

2024年6月にデジタル認証アプリをリリース

マイナンバーカードのデジタル本人確認を身近で簡単に

デジタル認証アプリに対するお問い合わせ数

650+

デジタル認証アプリの申込数

450+



利用シーン

行政機関での利用



自治体の施設予約
地域通貨
図書館での図書の貸出管理
など

民間事業者での利用



銀行・証券口座開設
個人間取引プラットフォーム
GovTech, FinTechシステム
など

行政機関と民間事業者の両方での利用



本人確認システム
電子・オンライン申請システム
ノーコード・ローコードシステム
など

デジタル認証アプリの主な導入サービス（民間）



株式会社メルペイ

メルカリアカウント回復サービス

メールアドレスにアクセスできない場合、従来は事務局への問い合わせや本人確認書類の提出が必要で時間を要していましたが、本機能により、お客さま自身で迅速にアカウントを回復できるようになります。



株式会社三菱UFJ銀行

スマート口座開設

三菱UFJ銀行の口座開設アプリです。来店・印鑑不要！本人確認書類のご用意があれば、約15分でいつでもどこでもカンタンに普通預金口座開設のお申し込みができます。



playground株式会社

MOALA（エンタメDXクラウド）

国内30以上のチケット販売サービスの電子チケット発券を支えるクラウドサービスです。マイナンバーカードで本人確認し、独自の生体認証技術BioQRでスムーズな入場と不正防止を両立した入場体験を実現します。



シェアフル株式会社

シェアフル

履歴書・面接不要で、1日単位の単発・スキマバイトが見つかるアプリです。スキマ時間を活用したい方と人材を求める企業をマッチングします。利用者は最短即日で給与を受け取ることが可能です。

デジタル認証アプリの主な導入サービス（自治体）



東京都

「東京都公式アプリ」

東京アプリは、スマホ一つで都民が行政とつながる東京都の公式アプリです。将来的には、本人確認機能等を活用し、行政手続や個人宛てのお知らせなどの機能を実現していく予定です。



倶知安町・倶知安観光協会

Kutchan ID+

（くっちゃんアイディープラス）

倶知安(くっちゃん)町民がスマートフォン上にデジタル町民証明を表示出来る共通IDサービス。参画店舗での町民優待を迅速かつ簡便に実現します。Open ID Connectでの外部連携により一つのIDで様々なサービスへ活用が広がります。



北海道上士幌町

かみしほろスマートPASS

上士幌町オンライン申請

上士幌町内の施設や交通、物流などのサービスをより簡単に、より便利にお使いいただくためのポータルサイトです。サイト内では、町に対しての行政手続きを**24時間365日**いつでもオンライン上で申請することができます。



横浜市

横浜市子育て応援アプリ

「パマトコ」

「手続のために区役所に行くのが面倒」「子どもたちにぴったりの近くのイベント情報がほしい」このような子育て世帯のお悩みを解決するためのツールとして、基礎自治体ならではの情報・機能を集約した子育て応援アプリです。

デジタル認証アプリの主な導入サービス（協力サービス）



株式会社Bot Express

「スマホ市役所 GovTech Express」

官公庁、主に地方自治体が運用するLINE公式アカウント上で、役所の申請や手続きの提供を実現するオンライン行政窓口プラットフォームサービス。



株式会社ネクスウェイ

「本人確認デジタル認証サービス」

ユーザーの本人確認を行いたい事業者を支援するサービスです。デジタル認証アプリの利用やプラットフォーム事業者への署名検証依頼を仲介するほか、ユーザーの基本4情報の連携などを行い、各種法令に準拠した本人確認を実現します。加えて、ユーザーのリスクチェックや確認記録の保管を行うサービスとのシームレスな連携を実現しています。



株式会社パストラーレ

「いつでも貸館」

全国約4,500の公共施設で導入されている、公共施設予約システムです。豊富な導入実績に裏打ちされたノウハウを標準機能として実装しております。また、高いコストパフォーマンスを実現したシステムです。利用者と管理者の双方にとって利便性の高いシステムです。



トヨクモ株式会社

「マイナンバーカードで本人確認」

マイナンバーカードによる本人確認を通過した人だけがアクセスできるシステムを簡単に構築できます。kintoneと連携して本人確認で取得した情報を保存することもできます。

デジタル認証アプリ での認証

デジタル認証アプリを利用して、
スマホで利用しているサービスに対して
本人を確認する

12:34

[ヘルプ?](#)

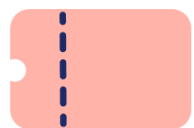


認証を続けます

認証は4つの手順で行います。

- 1 暗証番号の入力
- 2 暗証番号の入力
- 3 マイナンバーカードの読み取り
- 4 内容の確認

電子証明書に応じて2種類のAPIを選択可能 ※官民のサービス主体に対してデジタル庁が提供するAPIです



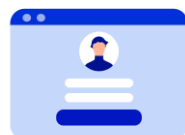
居住者向け地域
クーポン



施設のオンライン予約



口座開設



アカウント登録
/リカバリー



① 認証API (マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書を用いた認証)

電子利用者証明の検証と利用者証明用電子証明書の有効性確認の結果等を連携
マイナンバーカードの券面事項入力補助APを用いた4情報連携機能も利用可能
OpenID Connect / OAuth 2.0 により簡易な組み込みが可能

活用例



ECサイトやネットバンキングログイン時の本人確認に



公共施設やシェアリングサービスなどのオンライン予約時に



ライブ会場等での酒類購入時の年齢確認に



地域アプリ登録時のオンライン本人確認

② 署名API (マイナンバーカードの署名用電子証明書を用いた署名)

署名値と署名用電子証明書を連携 (認証APIと異なり、電子署名の検証は行わない)
行政機関向けに限り署名用電子証明書の有効性を確認
マイナンバーカードの券面事項入力補助APを用いた4情報連携機能も利用可能

認証API利用の流れ



【参考】 サービス詳細情報とAPIドキュメントについて

より詳しい情報は、サービスサイト及びデジタル庁開発者サイトをご確認ください。

サービスサイト

<https://services.digital.go.jp/auth-and-sign/>

The screenshot shows the homepage of the digital authentication service. At the top, it says 'デジタル認証アプリ' (Digital Authentication App). The main heading is 'マイナンバーカードで本人の確認を簡単に' (Easily confirm your identity with My Number Card). Below this, it states '2024年6月末にアプリの公開を予定しています' (We plan to release the app by the end of June 2024). There is a navigation bar with 'お知らせ' (Notice) and '一覧を見る' (View list). A table of contents is visible, listing items like 'アプリの概要' (App Overview), 'デジタル認証アプリサービスAPIの利用を検討するみなさまへ' (For those considering the use of the digital authentication app service API), 'よくある質問' (Frequently Asked Questions), and 'デジタル認証アプリについて' (About the digital authentication app). The 'アプリの概要' section is partially visible at the bottom, mentioning that as of April 2024, the My Number Card ownership rate has exceeded 70% and its use is expanding.

デジタル庁開発者サイト

<https://developers.digital.go.jp/documents/auth-and-sign/implement-guideline/>

The screenshot shows the API documentation page for the digital authentication app on the developer site. The page title is 'デジタル認証アプリ APIリファレンス (民間事業者向け)' (Digital Authentication App API Reference (For Private Business)). The left sidebar contains navigation links: 'デジタル認証アプリ', 'RP向け実装ガイドライン', 'APIリファレンス (民間事業者向け)', 'APIリファレンス (行政機関向け)', and 'デザインガイドライン'. The main content area is titled '認可エンドポイント' (Authorization Endpoint) and describes the OpenID Connect endpoint. It includes 'QUERY PARAMETERS' for 'response_type' (required, string, value: 'code', example: 'response_type=code') and 'scope' (required, string, example: 'scope=openid name address birthdate gender user_certificate sign'). A table of scopes is also shown:

スコープ名	説明
openid	必須。
name	基本4情報取得を要求する場合設定
address	基本4情報取得を要求する場合設定

The right sidebar contains a table of contents with links to '認可エンドポイント', 'トークンエンドポイント', 'UserInfoエンドポイント', and '署名トランザクション開始'.

署名API

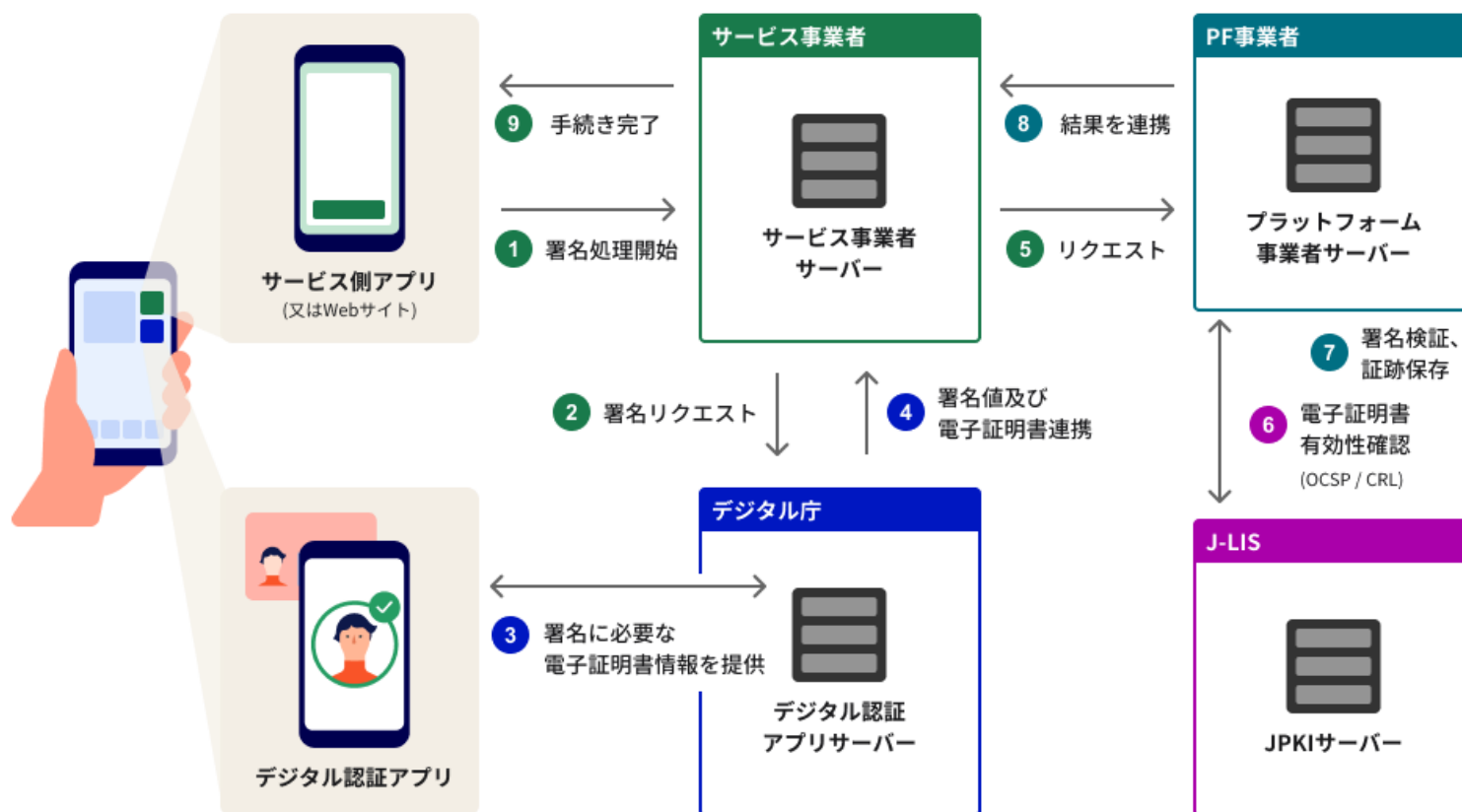
最新の利用者情報（基本4情報）提供サービスの同意

法令に基づく本人確認の要件

法令に基づく本人確認においてデジタル認証アプリの利用を検討される場合には、法令の要件を満たしているかを事前に確認してください

	対象事業者	確認場面	確認内容
犯罪収益移転防止法	金融関連事業者 / ファイナンスリース業者 / クレジットカード事業者 / 宅地建物取引業者 / 貴金属等取扱事業者 / 電話転送サービス業者 / 土業者 / カジノ事業者等	預貯金契約 / 現金送金（10万円超） / 保険契約 / 証券取引 / クレジットカード契約 / 宅地建物の売買 / カジノチップの販売換金 等	氏名、住所、生年月日、取引目的、職業（高リスク取引の場合は、資産・収入の状況等）
携帯電話不正利用防止法	携帯電話事業者（通信キャリア、MVNO） / レンタル携帯電話事業者 / 販売代理店	携帯電話端末（SIMカード含む）の契約時、譲渡（名義変更）時	氏名、住所、生年月日
古物営業法	古物商	古物の買い受ける場合 / 古物の交換を行う場合 / 古物の売却・交換の委託を受ける場合	氏名、住所、職業、年齢
出会い系サイト規制法	インターネット異性紹介事業者	サービス利用開始時等	生年月日等（児童でないこと）

民間事業者が署名APIを利用する場合には、電子証明書の有効性確認及び署名検証を別途行う必要があります



署名APIに係る留意点

- ② 署名リクエスト
 - 署名には署名対象となるデータが必要。具体的な署名対象は、法令等を踏まえながら判断する必要がある
 - デジタル庁には署名対象データではなく、同データのハッシュ値が送信される。そのため、デジタル庁は署名対象の内容を関知できない
- ⑥ 電子証明書有効性確認
 - 署名用電子証明書の有効性確認を民間事業者が行うためには、a. PF事業者に委託する、b. 自社で行う、のいずれかの対応が必要
- ⑦ 署名検証、証跡保存
 - 署名検証*を民間事業者が行うためには、a. PF事業者に委託する、b. 自社で行う、のいずれかの対応が必要

*署名検証では、署名対象となるデータが①提出者本人の作成に係るものであること、②第三者による改変が行われていないことを確認します

【参考】 デジタル認証アプリ 民間向け署名APIと連携を予定しているPF事業者一覧

#	対応済	事業者の名称 (順不同)	問い合わせ先
1	○	株式会社NTTデータ	bizpico-service@kits.nttdata.co.jp
2	○	GMOグローバルサイン株式会社	https://jp.globalsign.com/contact/customer/
3	○	日本電気株式会社	ss@mcas.jp.nec.com
4	○	サイバートラスト株式会社	https://www.cybertrust.co.jp/identification/
5	○	TOPPANエッジ株式会社	identity-verification-app-support@toppan.co.jp
6	○	株式会社野村総合研究所	https://www.nri.com/jp/service/solution/fis/eninsho
7	○	株式会社Workthy	d-auth@workthy.jp
8	○	TIS株式会社	info-fs@ml.tis.co.jp
9		株式会社ダブルスタンダード	https://double-std.com/service/jpki-ekyc/
10	○	ポケットサイン株式会社	https://pocketsign.co.jp/contact
11		弁護士ドットコム株式会社	contact@cloudsign.jp
12	○	NTTドコモビジネス株式会社	auth-and-sign-lita@ntt.com
13		株式会社ACSiON	marketing@acsion.co.jp
14	○	クラウドシップ株式会社	https://www.crowdship.co.jp/contact/open_in_new

【参考】 自社で署名検証を行うための手続等

自社で署名用電子証明書の有効性確認及び署名検証を行うためには、
公的個人認証の主務大臣認定を取得する必要があります ※主務大臣は内閣総理大臣・総務大臣をいいます

認定手続の概要

技術仕様書等の
入手

- J-LISと守秘義務に関する誓約を取り交わしたうえで、公的個人認証サービスに係る技術仕様等の開示を申請する

認定手続

- J-LISから提供された技術仕様を踏まえ、認定基準に示されている要求事項への対応を行い、要求事項を満たすことを証明する書類を作成
- その書類をもってデジタル庁及び総務省に対して認定審査を申請
詳しくは[公的個人認証サービス（JPKI） | デジタル庁 \(digital.go.jp\)](#)の「7.2.2. 公的個人認証サービスの導入に関する問合せ先」を参照してください。

本番利用
開始準備

- 認定取得後、公的個人認証サービスの試験環境で動作確認を行う
- 公的個人認証法の規定に基づき、J-LISから電子証明書の有効性確認結果の提供を受けるための届出等を行う
- 本番環境で動作確認をし、サービス利用開始

認定基準の概要

#	評価項目
1	規程類の整備
2	電気通信回線を通じた不正アクセスの防止
3	正当な権限を有しない者による操作の防止
4	動作を記録する機能
5	入退場管理に必要な措置
6	外部組織との連携に係る措置
7	情報セキュリティに係る組織体制
8	役員等の要件

電子証明書を扱うシステムについては、
クラウドを活用することも認められています

詳細は、[「公的個人認証サービス利用のための民間事業者向けガイドライン」](#)を参照してください

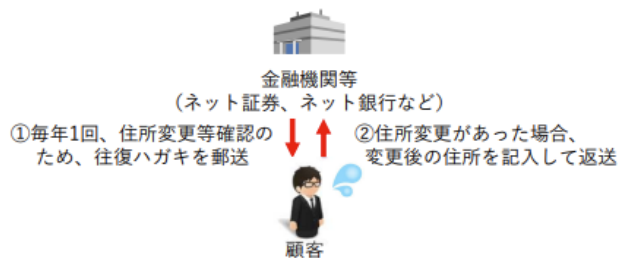
最新の利用者情報（基本4情報）提供サービスの同意に、デジタル認証アプリの署名APIを利用することが可能です

公的個人認証サービスを利用した最新の利用者情報（4情報）提供サービス

金融機関等が、顧客申し込み等の際に、**公的個人認証サービス**を利用して本人確認を行う場合には、**同意を得ることにより顧客の変更後の住所等***を国の機関（J-LIS）から入手することができる（※住所、氏名、生年月日、性別の4情報）

サービス活用前

住所等変更確認のために、金融機関等事業者は
1年に1度程度郵送で顧客に確認し、顧客情報を最新化する



- 顧客の住所等変更のタイミングがすぐにわからない
- 必ず返信が来るとは限らない
- 郵送費がかかる
- 顧客は、ハガキへの記入、返信が手間

サービス活用後

住所等変更確認のために、金融機関等事業者は
いつでもオンラインで顧客情報を最新化できる



- 金融機関は顧客が住所等変更を行うとすぐわかる
- いつでも照会できる
- 往復はがきでのやり取りが不要になる
- 顧客は、ハガキへの記入、返信の手間がなくなる

概要

- 最新の利用者情報（4情報）提供サービスは、公的個人認証サービスを用いて事前に本人から同意を受けている前提で、顧客の最新の4情報（住所、氏名、生年月日および性別）をJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）にいつでもオンラインで照会できるようになるサービスです。これにより、例えば金融機関等では、顧客の住所等変更をすぐに確認できるようになります。
- 本サービスを提供する際は、顧客の同意が必要とされています。デジタル認証アプリの署名APIを利用して、4情報提供の同意を行うことが可能です。

最新の利用者情報（基本4情報）提供サービスの同意に署名APIを利用する場合には、サービス事業者側で同意画面の作成をお願いします

【同意画面（例）】

住所変更等の際のお客様の負担を軽減するために
～本社が機構からお客様の最新の住所等の提供を受けることについてご同意ください

○ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律では、機構（地方公共団体情報システム機構。マイナンバーカードや電子証明書を発行する機関です。）は、お客様の同意があった場合には、同意のあった会社・サービスに対し、お客様の最新の住所等の提供を行うことができるとされています。

○ 本社が、住所変更等の際のお客様の負担を軽減するため、機構からお客様の最新の住所等（氏名、住所、性別、生年月日、電子証明書発行番号）【サービス毎に変更】の提供を受けることに、ご同意ください。

 同意し、マイナンバーカードで署名

 同意しない

[\[同意事項の詳細・補足説明\]](#)

利用時の注意点

- デジタル認証アプリの署名APIは、最新の利用者情報機能の同意のための署名値作成のみに利用できます。最新の利用者情報機能そのものを提供するものではありません。
- 最新の利用者情報提供サービスの同意に署名APIを利用する場合は、左記のような同意画面をサービス事業者側にて作成していただくよう、お願いいたします。
- 署名APIでは、署名トランザクション開始リクエストの署名対象ハッシュ値(Base64エンコード)に DigestInfo を付加する署名形式をご利用ください。
- その他の留意事項については、[公的個人認証法に基づく最新の利用者情報（基本4情報）提供サービスに係る同意の取得について](#) をご覧ください。

追加サービス

マイナンバー連携機能

マイナンバー取得においてデジタル認証アプリの利用を検討される場合には、法令の要件を満たしているかを事前に確認してください

	概要	実施者の定義	具体例
個人番号利用事務	番号利用法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）において、「個人番号利用事務」とは、行政機関などが、保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務を指します。	マイナンバーを使って番号利用法別表第一や条例で定める行政事務を処理する国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人などを指します。	税関係: 税の賦課徴収、調査、還付 社会保障関係: 健康保険・年金・労災保険の被保険者の資格取得喪失確認、保険料の徴収、保険金の給付 その他: 国家資格等の許可等に関する事務
個人番号関係事務	「番号利用法」における「個人番号関係事務」とは、事業者が法令に基づき、個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務のことです。	法令や条例に基づき、個人番号利用事務実施者にマイナンバーを記載した書面の提出などを行う者を指します。	従業員の給与所得の源泉徴収票、保険金支払に係る法定調書の作成 国外送金等取引に係る調書の作成 健康保険・年金・労災保険の被保険者の資格取得喪失及び報酬月額の届出
独自利用事務	マイナンバー（個人番号）の利用は、番号利用法に定められた事務に限定されていますが、番号利用法第9条第2項の規定により、社会保障・地方税・防災に関する事務その他の事務であって、各地方公共団体が条例で定める事務（独自利用事務）についてもマイナンバーを利用することができます。	独自利用事務が個人情報保護委員会規則で定める要件を満たす場合、条例を制定した各地方自治体が個人番号利用事務実施者となります。	生活困窮外国人に対する保護の実施 市営住宅の管理 小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付

マイナンバー連携機能の導入背景

紐付け誤りの再発防止策の1つとして、マイナンバーの自動入力を可能とするアプリを広く利用していただけるよう取り組むこととしていました

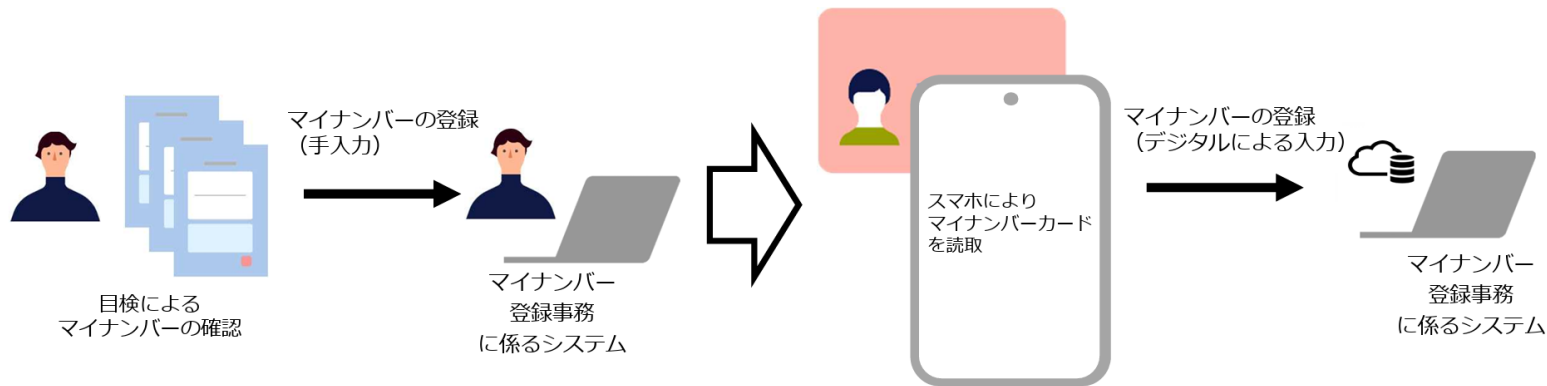
マイナンバー情報総点検本部（第5回）資料抜粋

《現状》

人手が介在するマイナンバーの登録

《将来像》

デジタルを活用したマイナンバーの登録



- 各制度に係る事務でマイナンバーを収集する際には、書面の記載や画面の表示から、人の目で読み取って転記をしており、手入力の際に、紐付け誤りが生じることもあった。

- 再発防止対策として、各事務におけるマイナンバーの登録事務について、人手を介さないようデジタル化を行う。

- 人の手を介さずにマイナンバー登録を電子的に行えるよう、マイナンバーの自動入力を可能とするアプリを広く利用していただけるよう取り組んでいく。

デジタル庁は、対応可能なアプリの一つとして、デジタル認証アプリの機能追加を検討していました

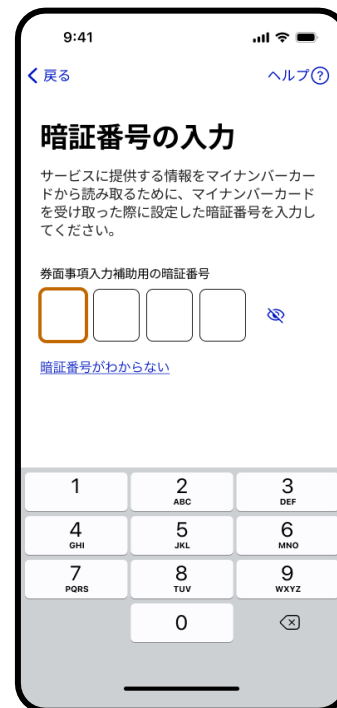
デジタル認証アプリにおけるマイナンバー連携機能

認証API/署名APIを利用すると、券面事項入力補助APから、一度のカードかざしで簡単にマイナンバーを読み取ることができます

① 電子証明書の暗証番号/
パスワードを入力

② 券面事項入力補助APの
暗証番号を入力

③ マイナンバーカード
をかざす



取得情報

- 氏名
- 生年月日
- 住所
- 性別
- マイナンバー

※以下署名APIの場合

- 署名値
- 署名用電子証明書

等

※利用者証明用電子証明書と券面事項入力補助APの暗証番号を同一に設定していない場合は、2つの暗証番号の入力が必要です。

お申し込みの流れ

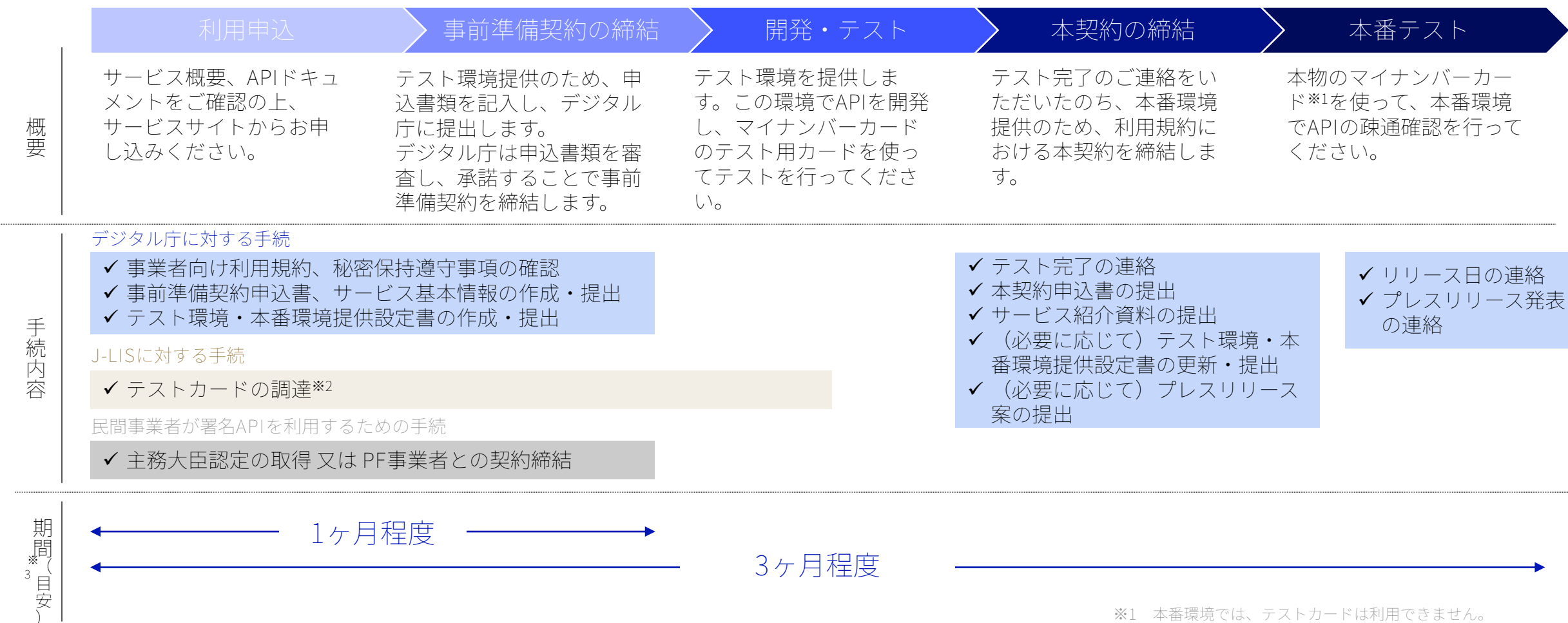
デジタル認証アプリは、サービス提供主体からサービスごとに申込みいただく必要があります

サービスの事例	デジタル認証アプリの利用イメージ	申込みの考え方	備考
自社サービス (単一プロダクト)	<ul style="list-style-type: none"> 自社 (X社) 開発のプロダクトに認証APIを利用 	プロダクト開発企業 (X社) から申込みが必要 (1回)	
自社サービス (複数プロダクト)	<ul style="list-style-type: none"> 自社 (X社) 開発のプロダクトに認証APIを利用 同じく自社開発の別プロダクトに署名APIを利用 サービス間ではユーザーに対し異なるIDを付与 	プロダクト開発企業 (X社) から、サービスごと (2回) に申込みが必要	✓ 異なるサービスのため、複数回の申込みが必要
受託開発 プロダクト	<ul style="list-style-type: none"> X社が企業 (A社、B社) の委託を受けて開発しているプロダクトに認証APIを利用 委託元企業との間ではそれぞれ委託契約を締結 	委託元企業 (A社、B社) からそれぞれ申込みが必要	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 委託企業ごとに申込みが必要 ✓ 提案のため、X社プロダクトに機能追加するための申込みも可能
マルチテナント形式の プロダクト	<ul style="list-style-type: none"> X社が自社開発のSaaSサービスに認証APIを利用 サービス利用企業 (A社、B社) ごとにテナントを区切り、企業ごとにユーザーIDを分別管理 	開発を行うX社に加え、サービス利用企業 (A社、B社) からそれぞれ申込みが必要	✓ サービス利用企業が増えるごとに申込みが必要
共通IDサービス	<ul style="list-style-type: none"> X社の共通IDサービスのために認証APIを利用 共通IDは複数企業 (A社、B社) で利用 ID管理はX社が行っている 	X社から申込みが必要	✓ A社、B社はX社が提供するIDを利用しているため、申込みは不要

- デジタル認証アプリサービスは、公的個人認証法における「電子署名等確認業務」を、サービスの提供主体（サービスを提供・運営し、利用者の本人確認を行う団体）から委託を受けて行うサービスです。サービス提供主体から、サービスごとにデジタル認証アプリサービスの申込を受ける必要があります。
- デジタル認証アプリを組み込んだサービスを、行政機関向け・民間事業者向けに提供する場合には、別途「協力サービス」のご案内をいたします。

申込みからサービスインまでの流れ

デジタル認証アプリの利用には準備契約と本契約が必要です。手順や審査の期間等を踏まえ、余裕を持ったスケジュールでお申し込みください



※1 本番環境では、テストカードは利用できません。

※2 テストカードの調達に係る方法や期間は、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）にお問い合わせください。

※3 申請書類の審査等を経てテスト環境・本番環境の提供を行います。記載漏れや不備があると時間がかかる可能性が高まります。ご不明点はお問合せいただき、余裕をもった申請をお願いいたします。

事前準備契約の進め方

デジタル認証アプリのご利用や申込書の作成等に関してご不明な点等があれば、デジタル庁担当までお気軽にお問い合わせください

本お打合せの終了後、ご紹介資料と申込書等をダウンロードできるURLをご案内いたします。

#	資料	対応	対応期限（目安）
①	【事業者等向け】 デジタル認証アプリAPI 利用規約.pdf		
②	【事業者等向け】 秘密保持遵守事項.pdf (利用規約第4条3項の秘密保持に関する事項)	サービス事業者にて確認・同意	
③	【サービス提供者名/サービス名】 事前準備契約申込書_（日付）.docx	サービス事業者にて記入	テスト環境設定完了 希望日の10開庁日前
④	【サービス提供者名/サービス名】 サービス基本情報_（日付）.xlsx		
⑤	【サービス提供者名/サービス名】 テスト環境・本番環境設定書_（日付）.xlsx (補足資料：テスト環境・本番環境設定書記載要領.xlsx)	開発担当者にて記入	

以下の案内に従って、③④⑤の書類を記入し、提出してください。

[デジタル認証アプリサービスの事前準備契約の申込について - デジタル庁 デジタル認証アプリ](#)

サービス提供者様のスケジュールに応じて、テスト環境設定完了希望日の10開庁日前までにお送りください。

デジタル認証アプリのご利用にあたっては、事業者向け利用規約第4条第3項各号に定められている事項を満たしている必要があります

特にご注意ください事項

- サービスの名称※1、形態等につき、デジタル庁が提供するサービスであると誤認を招くようなもの、取得した4情報につき、デジタル認証アプリから取得した情報の二次流通において同等の信頼性があると誤認を招くようなご説明、発信はご遠慮ください。
※1 例えば、「マイナンバー」「個人番号カード」「公的個人認証サービス」又はこれに紛らわしい名称を用いることはお控えください
- デジタル認証アプリサービスは、電子利用者証明の検証等（公的個人認証法第17条第1項第6号に規定する電子署名等確認業務）や当該検証等に係る情報の連携といった利用規約に記載する目的のために提供するものです。このため、利用規約に記載する目的以外の目的で本サービスをご利用頂くことはできません※2。
※2 例えば、デジタル認証アプリの利用者識別子をseedとして鍵を作成し暗号資産の管理を行うなどについては、目的外利用にあたるため、不可となります。目的内での利用においても、情報漏洩などにより利用者識別子の変更される可能性を視野に入れて設計を行ってください。
- デジタル認証アプリサービスは、本サービスを利用する事業者等にとっての事業目的に常に適合することを保証するものではありません。また、当庁は、本サービスに関連して事業者等に生じた損害について一切の責任を負いません（利用規約第17条）。本サービスのご利用にあたっては、事業者の提供する製品やサービスを当庁が推奨または支援しているかのような誤認・誤解が生じないようご留意願います。

利用を開始した事業者等が、利用規約の定め違反し又は違反するおそれがあると判断した場合には、デジタル庁は、事前に通告することなく利用を一時的に停止し、又は本契約等を解除して利用を完全に停止することができることとしています。

テスト環境・本番環境でのテストについて

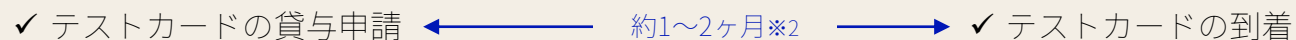
認証APIを利用する場合は、テストカード代替機能の利用により、スムーズな開発が可能です。



認証APIのテスト(例)

認証APIについては、テストカード代替機能を利用して、テストカードの到着前にAPIの接続テストが可能です。

テストカードについて



テストについて

テストカード代替機能の利用
✓ APIの接続テスト

設定切替

テスト用デジタル認証アプリの利用
✓ iOS/Androidアプリを使った機能テスト等

本番環境提供

本番アプリの利用
✓ 本番環境でのテスト※1

署名APIのテスト(例)

署名APIについては、テストカードの利用が必須となるため、テストカード到着後にAPIの接続テストを実施していただきます。

テストカードについて



テストについて

テスト用デジタル認証アプリの利用
✓ iOS/Androidアプリを使った機能テスト等

本番環境提供

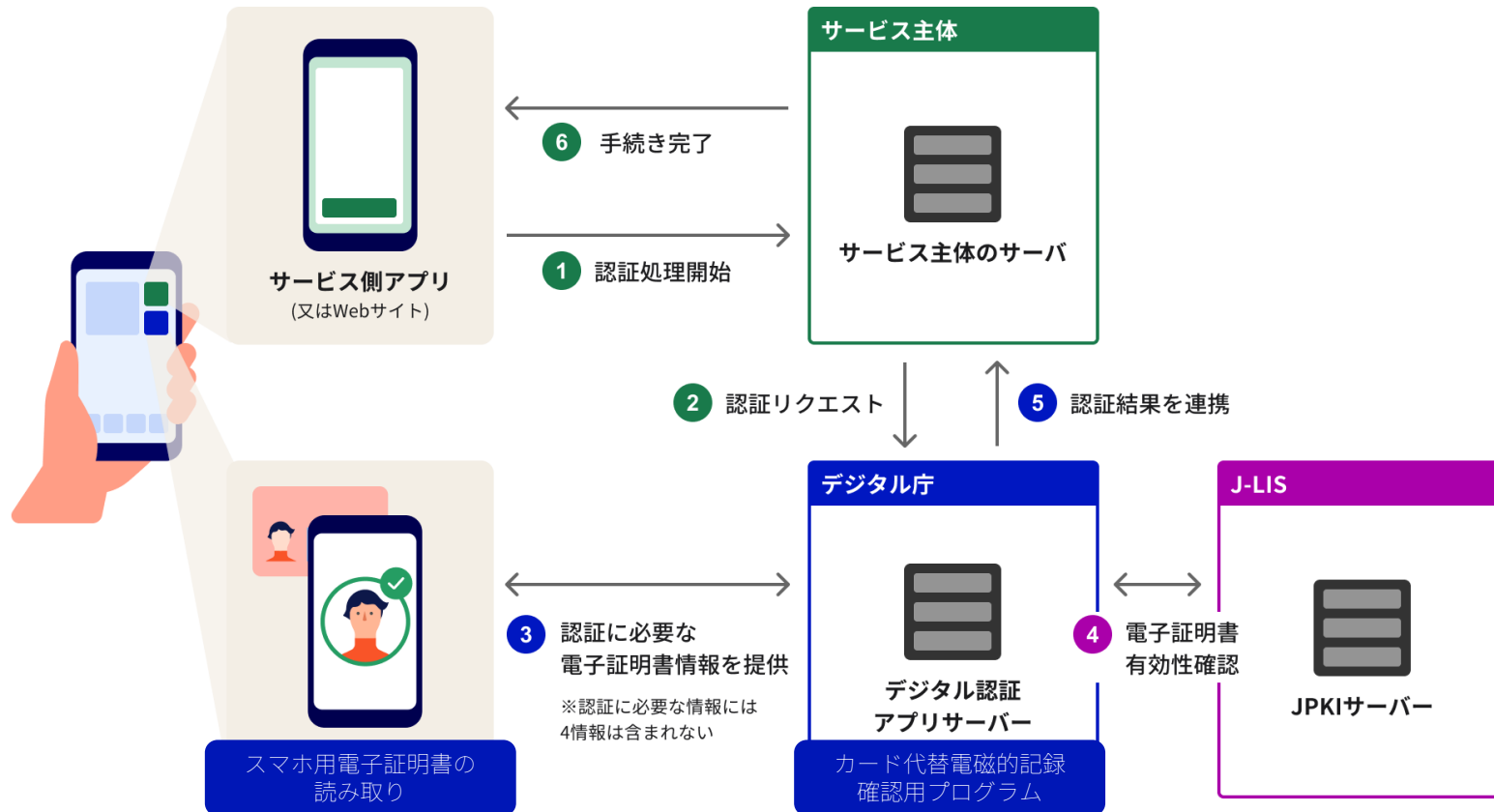
本番アプリの利用
✓ 本番環境でのテスト※1

※1 本番環境では、テストカードは利用できません
※2 テストカードの調達に係る方法や期間は、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）にお問い合わせください

関連サービス

今後の実装予定機能

APIをつなげるだけで、物理カードでも、スマホ用電子証明書でも 認証・署名ができるサービスを提供すべく、開発中です



提供サービス

デジタル認証アプリ（m doc ・ スマホ用電子証明書への対応）

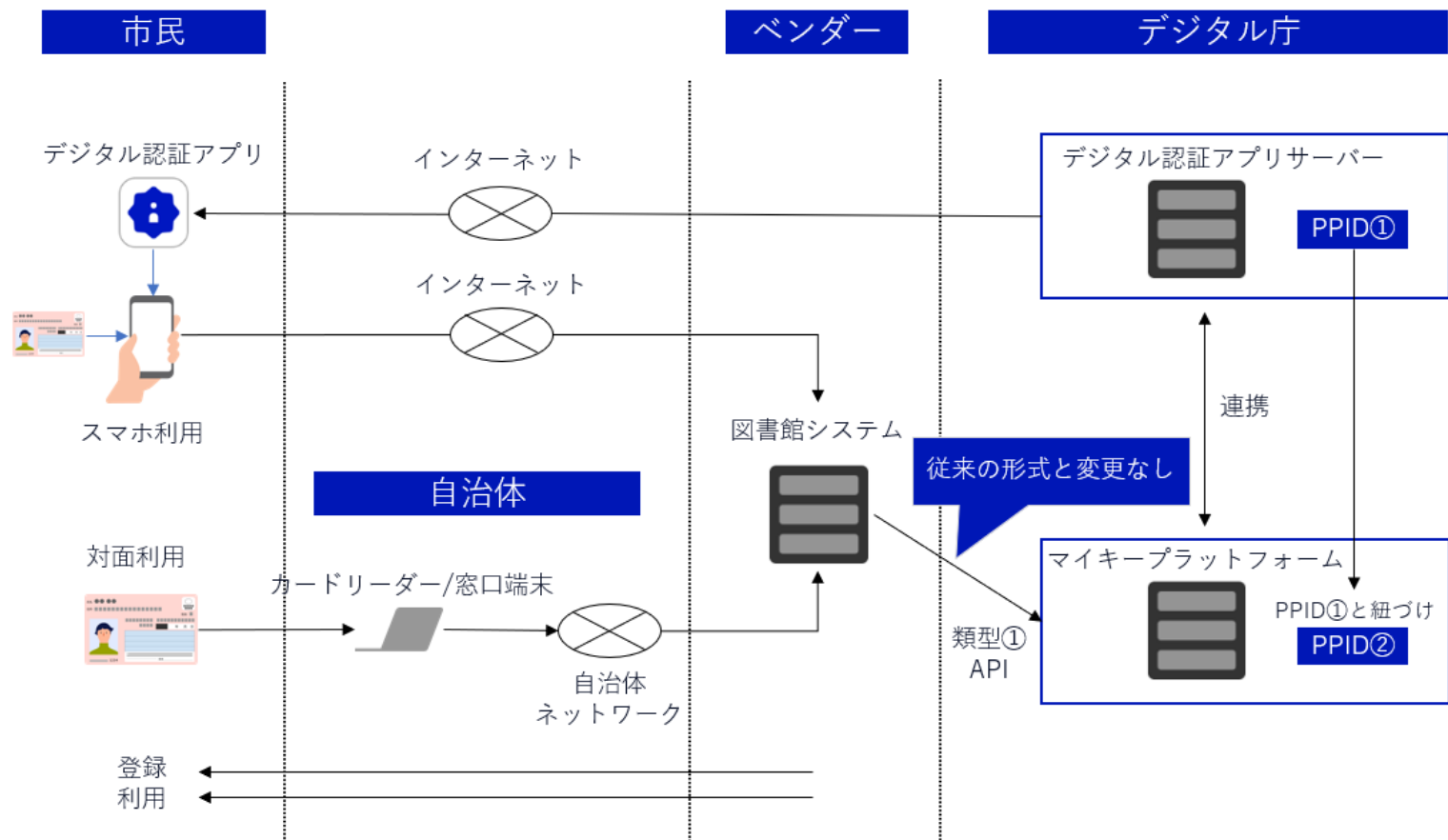
概要

デジタル認証アプリサービスに、カード代替電磁的記録確認用プログラム及びスマホ用電子証明書読み取りの機能を追加することにより、デジタル認証アプリサービス API連携のみで、物理カードでも、スマホ用電子証明書でも認証・署名ができるようになります。（物理カード・スマホ用電子証明書どちらか、両方の指定ができます）

お問合せ先

デジタル庁 デジタル認証アプリ担当

マイキープラットフォームを利用していたサービスにおいては、引き続き、**類型①**のAPIを維持した形でデジタル認証アプリを利用することが可能です。



提供サービス
デジタル認証アプリサービスを包含したマイキーPFサービス

概要
拡張されたマイキーPFのAPI（デジタル認証アプリ連携用のフラグ等）を利用することで、デジタル認証アプリとマイキープラットフォームの併用が可能（R7年度実装予定）

お問合せ先
デジタル庁 [マイキープラットフォーム担当](#)

デジタル庁
Digital Agency